

## 16 福祉

◎福祉【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111（内線 170、174、202、203）】

### ●各種相談

障害のある方、お年寄り、母子家庭、生活保護に関する事など福祉の増進のため各種相談や援助を行っています。民生委員や社会福祉協議会などと連携を図り、広く村民福祉の充実に努めておりますので、お気軽にご相談ください。

### ●災害弔慰金制度

豪雨などの自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給や、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に、災害障害見舞金の支給や災害援護資金の貸付制度があります。

### ●母子（寡婦）福祉資金貸付

母子家庭の母の経済的な自立や児童の就学などで資金が必要になったとき、資金の貸付制度があります。

### ●児童虐待・障がい者への虐待や差別に関する事

家庭内暴力 保健福祉課地域福祉係が窓口になっていますので、お気軽にご相談ください。

### ●児童手当

児童を養育している家庭の生活安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するための支給される手当です。

対 象	支 給 額
0～3歳未満（一律）	15,000円
3歳以上小学校修了前（第1・2子）	10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子）	15,000円
中学生（一律）	10,000円

（平成24年度から所得制限あり）

### ●児童扶養手当・特別児童扶養手当

#### ・児童扶養手当

ひとり親家庭及び父親あるいは母親が法律に定める疾病の状態にある家庭で、18歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。（所得制限あり）

#### ・特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給される手当です。（所得制限あり）

※詳しくは保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

## ◎身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付

【保健福祉課地域福祉係・☎ 42-2111 内線 174】

身体に障害があるため日常生活や社会生活に制約を受けている方は、身体障害者手帳の交付を、知的障害がある方は療育手帳の交付を、また精神障害のある方は精神保健福祉手帳の交付を受けることができます。さまざまな障害サービスや制度を利用するためには各手帳が必要です。

### ①身体障害者手帳

身体障害の程度を証明する手帳を、身体障害者福祉法に基づき交付します。この手帳は、各種サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度のより異なる場合があります。

- ◆対象者 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害が認められる方
- ◆程度区分 障害の程度により1級から6級までに区分されます。
- ◆手続き等 所定の「身体障害者診断書」が保健福祉課地域福祉係にありますので、指定医師に診断書を作成してもらい、印鑑、写真（縦4cm×横3cmの上半身のもの）を持参のうえ、申請してください。

### ②療育手帳

知的障害の程度を証明する手帳を、療育手帳制度（国の制度）に基づき交付します。この手帳は、各種福祉サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度により異なる場合があります。

- ◆程度区分 障害の程度は、A（重度）とB（中程度）があります。
- ◆手続き等 岩手県福祉総合相談センター（盛岡市本町通3-19-1 ☎019-629-9613）で判定しますので、村の窓口を通じて、または直接電話で予約してください。盛岡市まで行けない方は、巡回相談がありますので、保健福祉課地域福祉係に聞いて予約してください。判定後は、保健福祉課地域福祉係へ印鑑、写真（縦4cm×横3cmの上半身のもの）を持参のうえ申請してください。手帳取得後は、障害の程度を確認するため、再判定が必要となる場合があります。再判定の時期は手帳に記載されています。

### ③精神保健福祉手帳

精神障害の程度を証明する手帳を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付します。この手帳は、各種福祉サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度により異なる場合があります。

- ◆程度区分 障害の程度により1級から3級までに区分されます。
  - ◆手続き等 所定の診断書が精神科医院または保健福祉課地域福祉係にありますので、医師に作成してもらい、印鑑、写真（縦4cm×横3cmの上半身のもの）を持参のうえ申請してください。障害年金を受けている方は診断書を取らずに申請することもできます。
- ※精神保健福祉手帳の手続きは保健センターでも出来ます。

【注意事項】次の場合は届出が必要になります。

- ・住所や氏名が変わったとき
- ・保護者の氏名または住所が変わったとき
- ・他市町村へ転出するとき
- ・他市町村から転入してきたとき
- ・死亡したとき
- ・手帳を必要としなくなったとき（障害の治癒等）

●特別障害者手当・障害児福祉手当

重度の障害によって、常時介護を必要とする障がい者（児）が家庭で生活している場合に手当を支給します。

※詳しくは保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

●在宅重度障害者家族介護慰労手当

家庭で重度障がい者を常時介護している場合には、その介護をしている方に支給されます。

※福祉サービスを受けていない方に限られます。詳しくは保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

●在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者の健康維持と福祉増進のため酸素濃縮器使用のための経費の一部を助成します。詳しいことは保健福祉課地域福祉係にお尋ねください。

●高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

高齢者や障がい者の自立と介護者の負担軽減のため住宅の改善に要する経費について、交付対象経費の3分の2（40万円が上限）を補助金として交付します。希望される方は、保健福祉課地域福祉係へ事前にご相談ください。

●自動車改造費等助成事業

重度の身体障害者の社会参加及び介護者の負担軽減のため、自動車の改造（購入）に要する経費を補助します。改造（購入）後の申請は受理できませんので事前にご相談ください。

●子どもの発達・障害の相談

子どもの発達・障害についての相談は、保健師と一緒に相談をお受けします。

●難聴児等補聴器購入助成事業

軽度・中等度の難聴児に対し、言語の獲得やコミュニケーションの向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

●難聴者補助機購入助成事業

18歳以上で身体障がい者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴者に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

●タクシー利用費助成事業

岩手県立一戸病院精神科に通院している方、診療受診が必要とされる方、診療受領が必要とされる方に対し、タクシー利用費の一部を助成します。

◎障害福祉サービス・障害児通所支援の利用

【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111（内線 174）】

障がい者（児）の生活を支援する次のサービスがあります。

	サービス名	内 容
住む場所を探したい	共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が共同生活を行う住居で、相談や食事、入浴、排せつ等日常生活上の援助を行います。
居宅生活をサポートしてほしい	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが家を訪問して、食事、入浴、排せつ等の支援をします。
	重度訪問介護	身体に重い障害がある人に、ヘルパーが家を訪問して、食事、入浴、排せつ等の支援をします。
	行動援護	知的障害や精神障害のため、ひとりでの行動が困難で常に介護が必要な人に、ヘルパーが安心して外出できるように支援します。
	同行援護	障害のある人の外出時に同行し、視覚的情報の支援や移動の援護を行います。
	短期入所	介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め支援します。
日中活動に参加したい	生活介護	介護が必要な人に日中、食事、入浴等のお手伝いや作業の提供をします。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練をします。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に就労に必要な訓練をします。
	就労継続支援（A型・B型）	一般就労が困難な人に働く場を提供します。
入所しながら生活したい	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難で、自立訓練または就労移行支援サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学で上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童に児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
補装具費の支給		補聴器や義手、義足、車いすなど身体の障害を補う装具の交付や修理が受けられます。

※サービスを利用したいときは、事前に保健福祉課地域福祉係へご相談ください。

◎地域生活支援事業サービス【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111（内線 174）】

障害福祉サービスとは別に、障がい者の地域における生活を支えるさまざまなサービスがあります。

サービス名	内 容
相談支援事業	困ったことや新しいサービスを利用したいときに、村が委託している相談支援事業所に相談できます。
日中一時支援事業	介護者の一時的な休息を確保するため、障がい者の日中活動の場を提供します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援をおこないます。
地域活動支援センター	障がい者が通いながら、創作的な活動や社会との交流促進などさまざまな活動ができるよう支援する場です。
日常生活用具の給付と貸与	ストマ用装具、頭部保護帽、特殊寝台など日常生活に必要な用具の給付や貸与が受けられます。（障害の種類、等級により対象にならない場合もあります）
意志疎通支援事業	障がいや難病のため、意志疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいにより、判断能力が十分でない方に対し、成年後見制度の利用を支援します。

◎自立支援医療について【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111（内線 174）】

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。利用については、指定自立支援医療機関でのみ利用することができます。自己負担は原則 1 割で、所得に応じた負担上限額が設定されます。

●育成医療

18歳未満で体に障害や病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性があるが、手術等によって確実な治療の効果が期待できる場合に行われる医療です。対象となる障害や疾患、具体的医療例については保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

●更生医療

18歳以上の身体障がい者の障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・維持することを目的として行われる医療です。身体障害者手帳を所持しており、手帳に記載された「障害」に対し手術等の治療により確実な治療効果が見込まれ、身体機能が改善（または維持）する可能性の認められる方が対象となります。対象となる障害と具体的医療例については保健福祉課地域福祉係へお問い合わせください。

●精神通院医療

精神保健福祉法に規定する統合失調症などの精神疾患またはてんかんを有する方で、通院による精神医療を継続的に必要とする方が対象です。受給者証の交付申請は保健福祉課地域福祉係または保健センターで出来ます。